

地域医療体制の維持と医師の健康確保の両立を図り、医師の働き方改革を着実に施行するため、令和6年4月の勤務医の時間外・休日労働時間上限規制適用後の令和7年の都内医療機関の状況を把握する調査を実施

■対象

- ・三次救急医療機関・二次救急医療機関
- ・分娩を取り扱う病院・診療所
- ・夜間休日急病診療所・休日急患診療所

■調査期間

令和7年12月17日（水）～1月30日（金）

■主な調査項目

- ・派遣医師の減少ならびに救急医療提供体制および周産期医療体制への影響等

■回答率

【三次救急・都指定二次】

74.4%（173病院・2診療所/231病院・3診療所）

【分娩を取り扱う病院・診療所】※診療所10床以上

45.1%（11病院・21診療所/17病院・54診療所）

【夜間休日急病診療所・休日急患診療所】

59.7%（46診療所/77診療所）

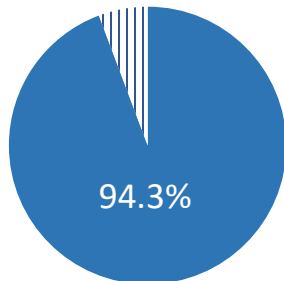
※R6年度回答率：【三次・指定二次】91.2% 【分娩】50.0% 【夜間休日診療所】67.5%（調査期間はR6年7月10日～7月25日、フォローアップ架電あり）

■結果の概要

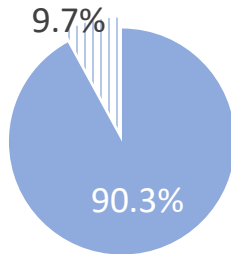
【三次・都指定二次】

・働き方改革に関連した派遣医師の減少（n=140）

（R7年度）5.7%



（R6年度）



■減少なし (132病院) ▨減少あり (8病院) ■減少なし (186病院) ▨減少あり (20病院)

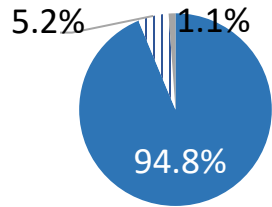
「減少あり」の診療科別内訳

※数字は延べ数

区分	計	診療科内訳
常勤医師	3	小児科(1)、整形外科(1)、血管外科(1)
非常勤医師	17	外科(4)、内科(3)、産婦人科(3)、小児科(1)、整形外科(1)、眼科(1)、救急科(1)、糖尿病内科(1)、皮膚科(1)、放射線科(1)

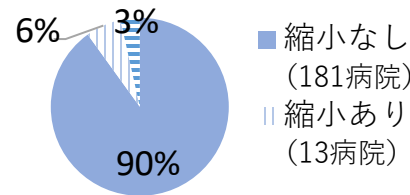
令和7年度医師の働き方改革の施行に関する実態調査について

・働き方改革に伴う救急医療体制への影響 (n=175) (R7年度)

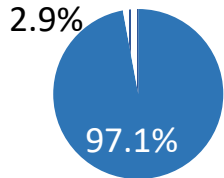


- 縮小なし (164病院)
 - ▨ 縮小あり (9病院)
 - 未回答 (2病院)
- ・対応可能な診療科の制限 (脳外17時~9時は対応不可など)
 - ・救急対応を行う医師数の削減
 - ・地域の救急当番日の減 など

(R6年度)



・働き方改革に伴う周産期医療提供体制への影響 (n=103) (R7年度)

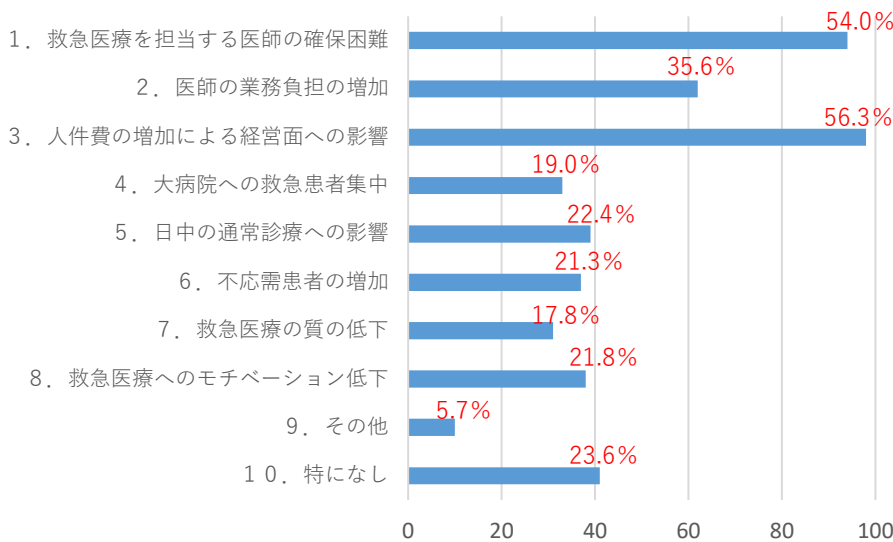


- 縮小なし (100病院)
 - ▨ 縮小あり (3病院※)
- ※うち1病院は派遣医師減少あり (小児科) と回答

- ・産科対応を行う医師数の削減
- ・オープン/セミオープンシステムの活用
- ・分娩取扱数の削減
- ・ハイリスク妊娠の受け入れ制限 など

(R6年度は「縮小あり」の回答なし)

・働き方改革の救急医療への影響で懸念されていること (複数回答可、%は救急175機関に対する回答率)



■ 意見

- ・当直回数削減方針だが、代替要員が確保できず欠員が続出
- ・一部診療科にて1直2勤を導入したが、当直明けの休みの確保、日中のマンパワーの確保、超過勤務の増加が課題
- ・院内の専門科の当直医が減り、各科への振り分けが困難な事がある。
- ・時間外労働上限規制遵守のため、従来以上の人数確保が必要
- ・一人当たり勤務時間制限により、フルタイムに近い追加雇用が発生
- ・勤務間インターバルや代償休暇取得義務により日中業務の負担が増加
- ・医師が自身の希望に基づいて柔軟に勤務形態を選択できなくなり、裁量や自由度が奪われた結果、QOLが低下し、救急医療に対するモチベーションの低下が顕著

■ 働き方改革の影響ありとする回答もあるものの、「特になし」の意見も約4分の1あり